



建設業労働災害防止協会(建災防)



長野県支部大北分会



令和7年度第1回安全パトロール結果

安全パトロール実施日：2025年7月4日（金）



パトロール実施中

建災防長野県支部大北分会

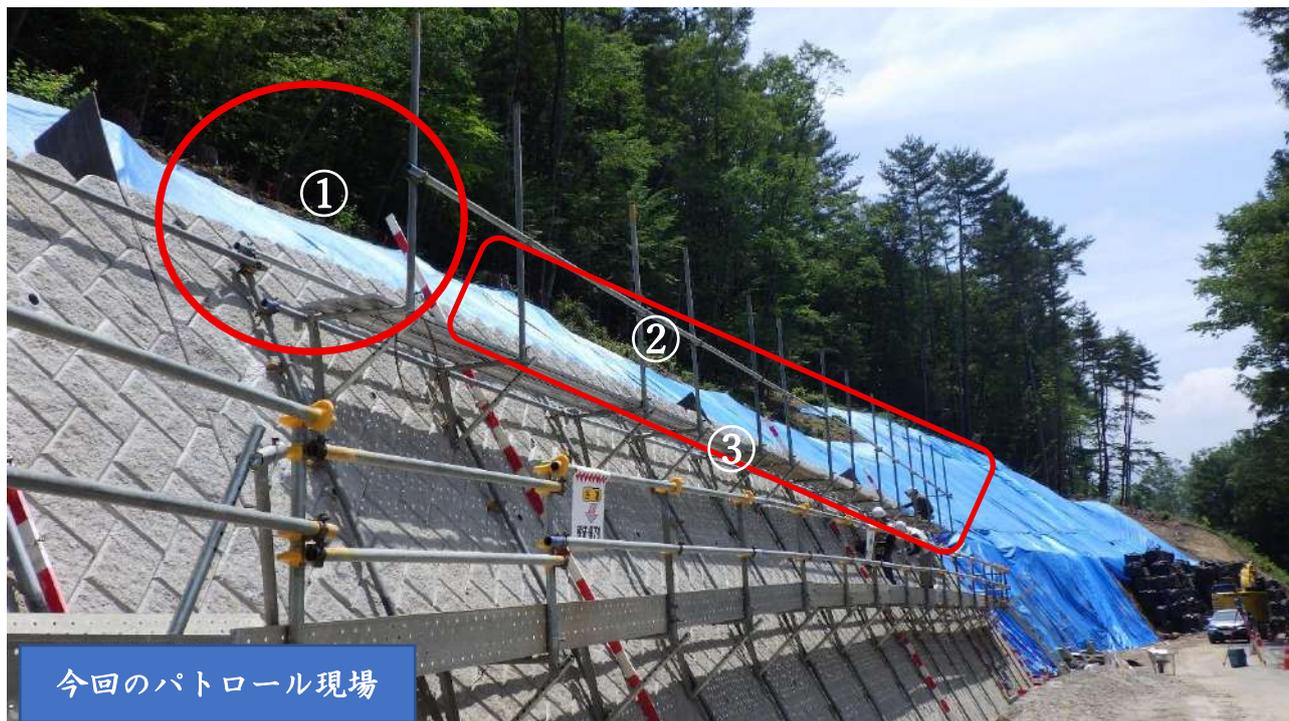


令和7年度建災防大北分会第1回安全パトロール チェックポイント

- ◎ 安全パトロール実施箇所：10現場 チェックポイント
重複する現場も含め、16ポイントについて記述

No.	チェックポイント	頁
1	墜落・転落防止（足場：端部の止め、手すり2段、幅木等整備）	p.3
1-2	墜落・転落防止（足場：足場板の隙間）	p.5
1-3	墜落・転落防止（重機の転落防止）	p.7
1-4	墜落・転落防止（路肩、天端）	p.13
2	地山・法面崩壊（地山点検）	p.15
3	熱中症対策（休憩場所の明示）	p.17
4	重機の管理（エンジン停止、排土板、キー）	p.21
5	ワイヤロープの管理	p.23
6	防油堤の設置	p.25
7	工事現場におけるハチ刺され災害防止	p.27
8	隣接工事間の連携	p.29
9	作業用通路の検討	p.30
10	脚立の使用方法の検討	p.31
11	輪止めの設置	p.33
12	現場の整理整頓	p.34
13	移動式クレーンの作業計画書の作成	p.35
	【参考資料】建設工事の現場で起きやすい三大災害への備えは重要！	p.37

1 墜落・転落防止



墜落・転落防止の設備が未設置の状態で作業が行われている

【改善に要する事項】

足場には、①端部の止め、②2段の手すり、③幅木の設置が必要

- ① 足場の端部・開口部には、作業者が墜落するのを防ぐため、手すりを設置する必要があります。
- ② わく組足場以外の足場の場合、高さ 85cm 以上の「手すり等（上さん）」と、高さ 35～50cm に「中さん等（中棧）」の 2 段の手すりが必要です。
- ③ 足場の作業床の縁部には、作業員が足を踏み外すのを防ぎ、工具や物体の落下を防ぐため、高さ 10cm 以上の「幅木」を設置する必要があります。

（安全衛生規則第 552 条より）

三大災害：墜落・転落災害

本足場（わく組足場以外）にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。

本足場（わく組足場以外）の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての手すり等及び中さん等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

◆墜落防止措置

わく組足場、一側足場以外の足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、「手すり等」と「中さん等」を設置する必要があります。

足場等…高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ85cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

中さん等…高さ35cm以上50cm以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ35cm以上の幅木、防音パネル、ネットフレーム、金網、架設通路面と手すりの間において労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材、が含まれます。〕

◆物体落下による危険防止措置

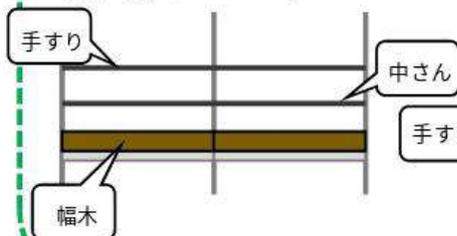
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等…高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

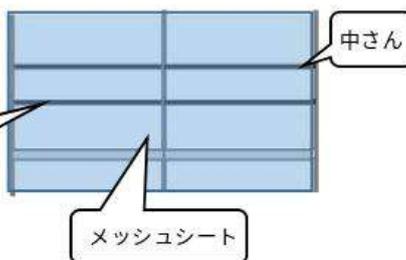
【措置例1】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さん（高さ35～50cm）＋
幅木（高さ10cm以上）



【措置例2】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さん（高さ35～50cm）＋
メッシュシート

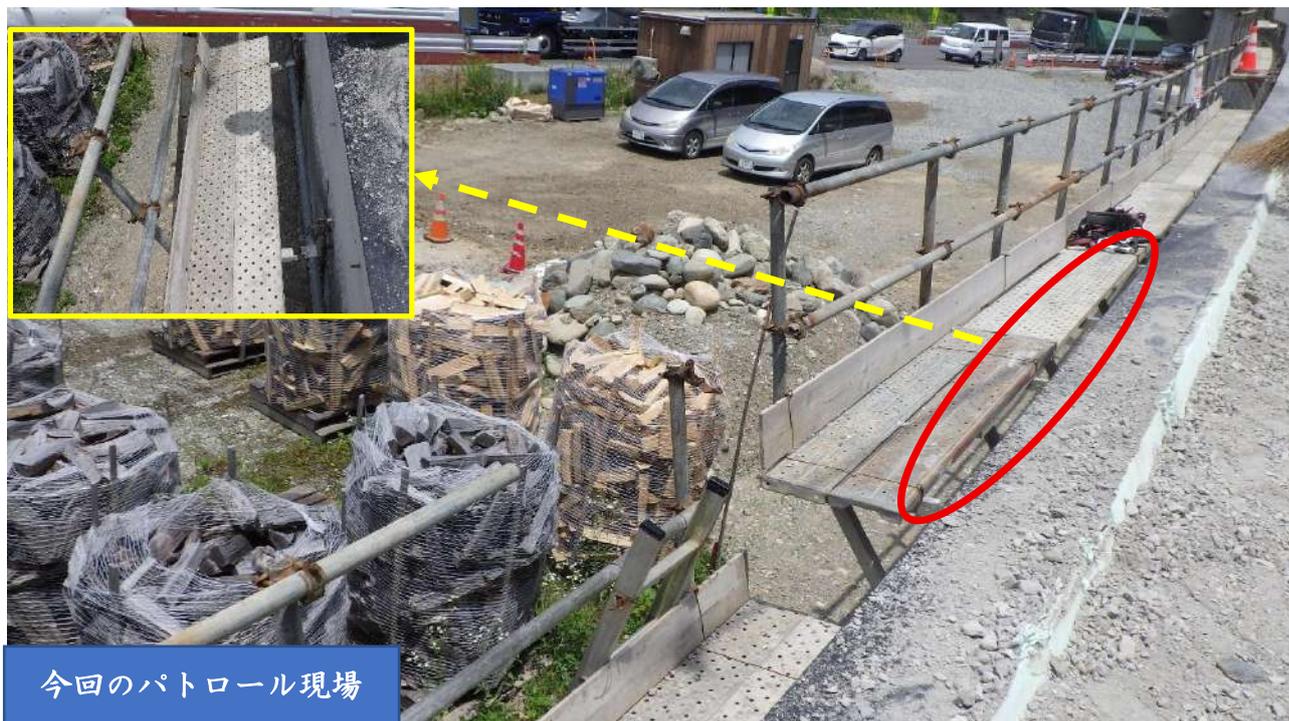


【措置例3】

手すり（高さ85cm以上）＋
中さんと同等以上の措置
（高さ35cm以上の防音パネル等）



1-2 墜落・転落防止



今回のパトロール現場

足場の床材と建地との隙間が大きい

【改善に要する事項】

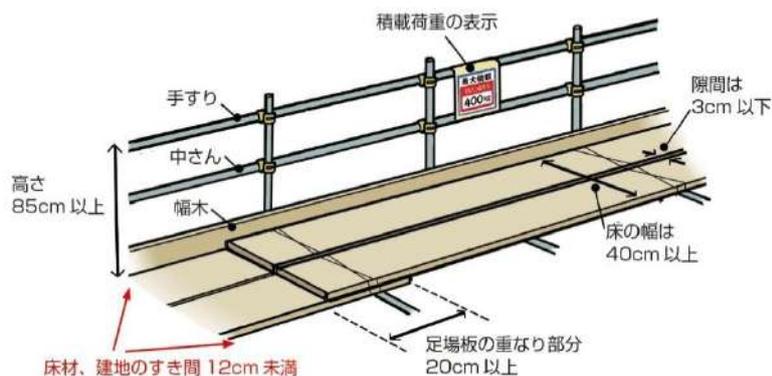
足場の床材間の隙間は 3cm 以下、床材と建地の隙間は 12cm 未満

労働安全規則第 563 条で定められた足場板の隙間は、次のとおりです。

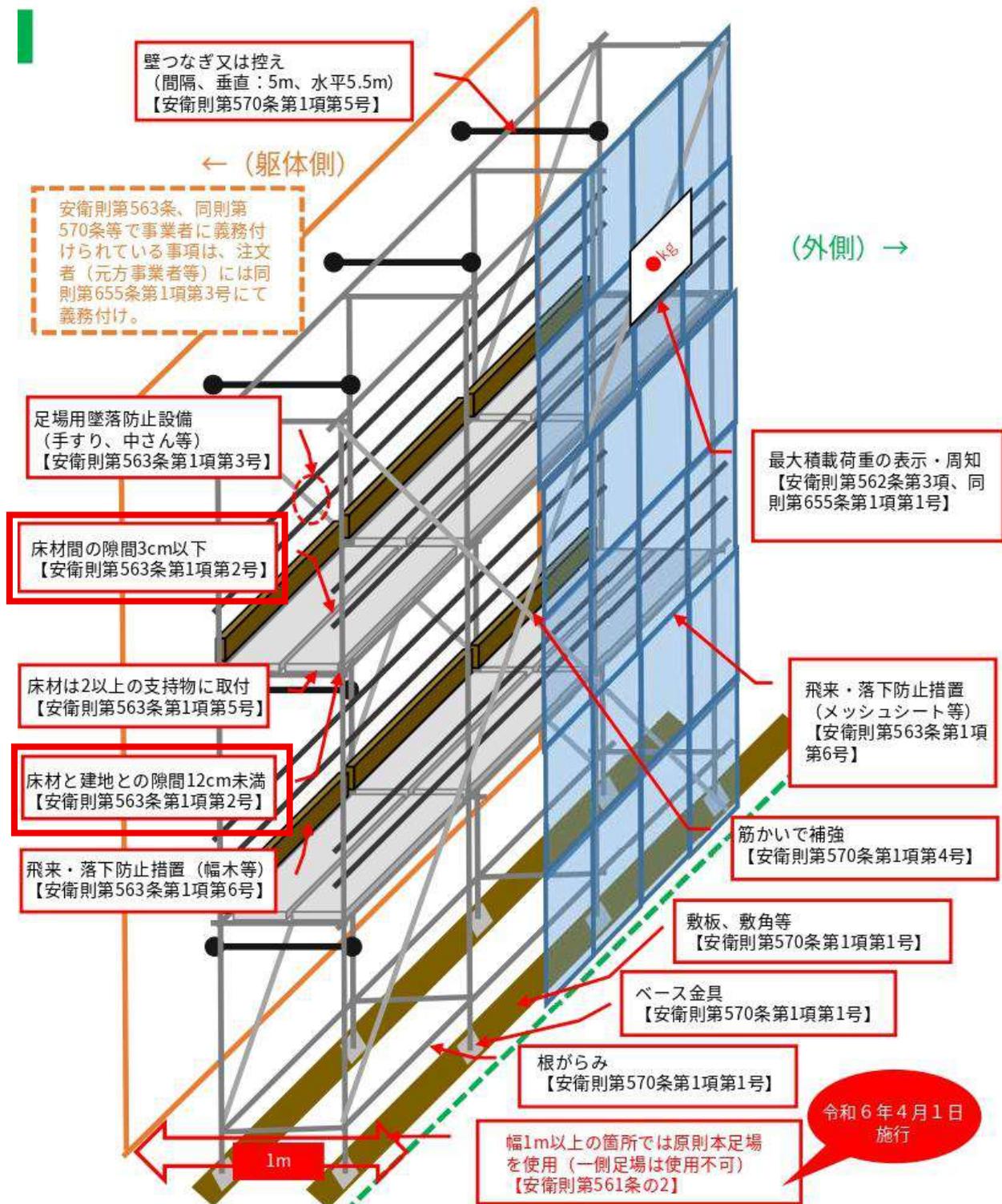
- ① 床板間の隙間を 3cm 以下にする。
- ② 床板と建地の隙間は建物と垂直方向に 12cm 未満とする。

隙間を狭く維持することで、作業中に部品が落下しにくくするのはもちろん、踏み外しの防止にもつながります。

(安全衛生規則第 563 条より)



三大災害：墜落・転落災害



1-3 墜落・転落防止



重機の転落防止

車両系建設機械を使用する際の安全対策

- ① 事前に地形や、地盤の状況等を調査し、作業計画を定め、かつ、策定した作業計画により作業を行いましょう。
- ② 転落のおそれのある箇所には、誘導員を配置し、誘導員の誘導により作業を行いましょう。
- ③ 可能な限り、運転席の扉を閉め、シートベルトを着用し、転倒又は転落時に、運転席の外へ放り出されないようにしましょう。

三大災害：墜落・転落災害

車両系建設機械の安全作業に関するチェックシート

チェック欄

- 車両系建設機械の運転者は、その能力に応じた必要な資格を有していますか？
(下表により、必要な資格を確認しましょう。)

車両系建設機械(掘削作業関係)資格一覧

機体重量3t以上の安衛法施行令別表第7第1号又は第2号の整地・運搬・積込み用及び掘削用の建設機械の運転の業務	動力を用い、不特定の場所に自走できるもの(道路上を走行させる運転を除く。)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習修了者	安衛法第61条 (安衛法施行令第20条第12号)
機体重量3t未満の安衛法施行令別表第7第1号、第2号の整地・運搬・積込み用及び掘削用の建設機械の運転の業務		特別教育修了者	安衛法第59条 (安衛則第36条第9号)

- 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録していますか？(安衛則第154条)
- 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、安衛則第154条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定めて作業を行っていますか？また、その作業計画には、次の事項が示されていますか？(安衛則第155条第1項、第2項)
- ① 使用する車両系建設機械の種類及び能力
 - ② 車両系建設機械の運行経路
 - ③ 車両系建設機械による作業の方法
- 車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するために、次のいずれかの措置を講じていますか？(安衛則第157条第1項)
- ① 路肩の崩壊を防止すること
 - ② 地盤の不同沈下を防止すること
 - ③ 必要な幅員を保持すること
- 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置して誘導していますか？(安衛則第157条第2項)
- 運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に、立入禁止措置を講じていますか？または、誘導員を配置して、その者に誘導させていますか？(安衛則第158条第1項)
- 車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、その合図により作業していますか？(安衛則第159条第1項)
- 運転者が運転席を離れる場合や作業終了後などに、バケット、ジッパー等の作業装置を地上におろしていますか？また、原動機を止め、走行ブレーキ等をかけていますか？(安衛則第160条)

STOP!! 重機災害

～ 死亡・重篤災害が多発～



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに”
長野労働局・労働基準監督署

車両系建設機械（移動式クレーン 以下 重機等。）」は、建設業を中心に欠かすことができない便利な機械である一方で、ひとたび災害が発生すると、死亡災害などの重篤災害に直結します。

長野県内では次のとおり、2021年以降、重機による死亡・重篤災害が多発しています。車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト（末尾）も活用し、重機等災害を撲滅しましょう！

2021～2022年4月に長野県内で発生した重機等による死亡災害等の主な特徴

【パターン1】荷のつり上げ作業時の重機等の横転・つり荷の激突

【パターン2】重機等の可動範囲内への立入りによる重機等との接触

【パターン3】重機等の法肩・路肩からの転落

【パターン1】荷のつり上げ作業時の重機等の横転・つり荷の激突

事例1 斜路で荷をつり上げて重機横転【死亡】

被災者は、工事用仮設道路を開設するため、ドラグ・ショベル（以下 重機。）」を使用して、斜路に鋼板を敷いていたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りた。そこに重機が横転し、重機の下敷きとなった。



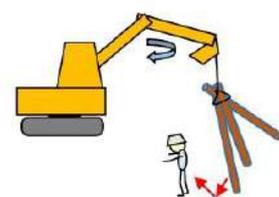
事例2 用途外使用で重機転落【2人が負傷】

傾斜地において、クレーン機能付ドラグ・ショベルを用いて新設する砂防堰堤の生コン打設作業中、生コンを入れた容器（コンクリートバケット）をつり上げて旋回したところ、当該ドラグ・ショベルが掘削した溝内に転落（横転）した。結果、溝内で作業を行っていた2人の作業者が負傷した。

クレーン機能付きドラグ・ショベルをクレーン作業モードに切り替えず使用した（用途外使用）。

事例3 荷をロープ1本で巻いて旋回し落下・激突【死亡】

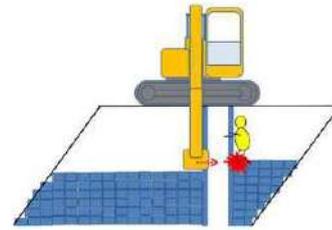
長さの異なる伐採木3本の端の方をまとめてワイヤーロープ1本で巻いて、ドラグ・ショベルを用いて地面を引きずるように旋回したところ、3本のうち短い2本が地面から浮いた形になり、ワイヤーロープからすり抜けて落下。このうち1本 推定重量約1tが地面で跳ね返り、近くにいる被災者に激突した。なお、クレーン機能付きドラグ・ショベルをクレーン作業モードに切り替えず使用した（用途外使用）。



【パターン2】 重機等の可動範囲内への立入りによる重機等との接触

事例4 不意の稼働で接触 【死亡】

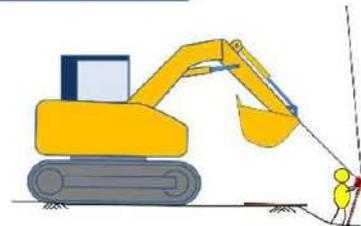
ドラグ・ショベルを使用して、法面のブロック積み等の作業中、重機運転者が法面下方の状況を確認しようと運転席から立ち上がり、確認後に再び運転席に座ろうとしたところ、着衣の一部が操作レバーに引っかかり、同機が不意に旋回し、バケットが近くにあった被災者に激突した。



【イメージ】

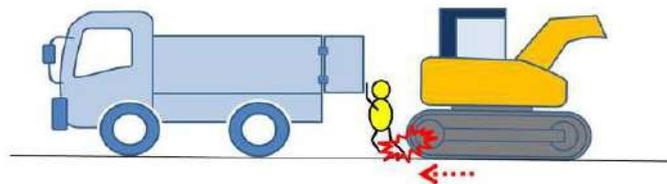
事例5 作業者がバケット死角にいる時に稼働 【負傷】

クレーン機能付きドラグ・ショベル（以下 重機）を使用して、重機運転者と別の作業員（被災者）の計2名（呼吸用保護具着用）で鋼板の敷設作業中、地面に下ろした鋼板が意図した位置からずれた。重機運転者は、バケットで敷設位置を修正するために玉掛け用具（以下 かり具）を当該鋼板と重機から一旦外すよう被災者に口頭で指示したが、これが伝わらず、被災者は鋼板からかり具を外し、すぐさま別の鋼板の敷設にとりかかり、かり具を取り付け始めた。運転者は、重機のバケットの死角に入った被災者の作業状況が見えない状況であったが、重機アームを稼働させると、被災者の手指が、かり具と2枚目の鋼板間に挟まれ、負傷した。



事例6 後退時の接触 【負傷】

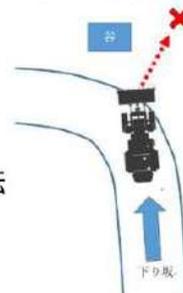
被災者は、トラック荷台の荷物を下ろすため、荷台後方の扉を開けていたところ、後ろから後退してきた車両系建設機械に足首を押しつぶされた。



【パターン3】 重機の法肩・路肩からの転落

事例7 法肩からの転落 死亡】

小型車両系建設機械（ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし）を使用している整地作業中、法肩（盛土により作られる斜面の最上部の端）から、数メートル下の地面に転落し、運転者が同機の下敷きとなった。



事例8 路肩からの転落 死亡】

小型車両系建設機械（トラクター・ショベル、転倒時保護構造なし）を運転し、道路に堆積した落ち葉を押しながら路肩から谷に落としていたところ、路肩から同機とともに約10m転落した。

【その他】

事例9 建物解体作業中、落下したコンクリート塊の下敷き 死亡】

鉄筋コンクリート造建物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機（車両系建設機械 解体用）を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が同機の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。

※事例は、所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成。現在調査中のものもあり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

組織的な安全対策のお願い

- 1 計画・設計段階においてリスクアセスメントを実施し、よりリスクの小さい工法・工程を採用すること。
- 2 車両系建設機械等作業においてリスクを完全に排除できないことを認識し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。
- 3 基本的な安全措置を怠ることを防止するため、トップによる方針表明、作業相互による声かけを含め、安全行動の励行や不安全行動防止の組織的な取組を実施するなど、全員参加の安全衛生管理活動を推進すること。安全教育・周知等に当たっては、講じるべき措置の方法だけでなく、その措置が必要な理由も含め、各作業者に理解させること。
- 4 各作業者の安全能力を高めるため、必要な安全教育を実施し、毎日の朝礼時や非常作業発生時に高リスク作業における安全手順の確認又は危険予知等を行わせること。
- 5 車両系建設機械について、労働安全衛生規則に基づき転倒時保護構造とシートベルトを有するものを購入・使用するよう努めるだけでなく、先進的な安全性能を備えた機器の配備を進めること。

長野労働局では、令和3年10月から、長野県内で発生した死亡災害などについて、災害の概要と同種・類似災害防止のポイントをホームページで公表しています。同種災害等防止のために、活用ください。

長野労働局 死亡災害速報

検索

(R4.5)

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		<input checked="" type="checkbox"/>
1	<p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）◆ 当該機械のつり上げ荷重が1t以上5t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ◆ つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>運転中の車両系建設機械への接触、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への立ち入りを禁止していますか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）</p>	<input type="checkbox"/>
7	<p>路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、転倒時保護構造の車両系建設機械とし、シートベルト使用を徹底していますか？（買替等時には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）</p>	<input type="checkbox"/>
8	<p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p>	<input type="checkbox"/>

安全！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

令和4年3月更新

1-4 墜落・転落防止



今回のパトロール現場

路肩の転落防止のための設備が不十分

【改善に要する事項】

路肩の転落防止のための設備の設置が必要

肩・路肩にはバリケードを設置し、転落を防止する

(例) A型バリケードを、路肩から1m以上離れたところに設置する。

【参考事例】

+

安全対策見える化『路肩明示』

《改良盛土作業》

【危険のポイント】

- ・10tダンプ,走行時、転回時路肩からの転落。

↓

【安全対策】

- ①一山残しのかわりにA型バリケード設置で、立体的に路肩からの転倒、転落防止。
- ②路肩からの離れ1m離すことで、A型バリケードの転落防止。
- ③白線明示で連絡車、運搬車が、路肩により過ぎない。
- ④車止め、明示旗で転回時、運転者から見やすくする。

P. 10



墜落・転落防止の設備が必要

【改善に要する事項】

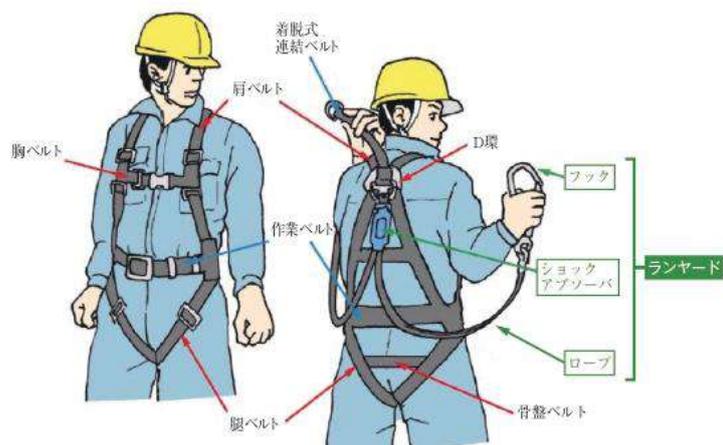
打設天端の転落防止のための設備の設置が必要

打設天端での転落防止措置を行い、転落を防止する

安衛則第 519 条は、事業者が高さ 2メートル以上の作業床の端や開口部など、墜落による危険がある箇所に、**囲い、手すり、覆いなどを設置**することを義務付けています。

また、労働安全衛生規則第 519 条第 2 項では、高さ 2メートル以上の作業床の端や開口部などで墜落による危険がある場合に、**囲い、手すり、覆いなどを設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上一時的に取り外す場合に、防網を張る、または労働者に安全帯を使用させるなど、墜落による危険を防止するための措置を講じる**ことを義務付けています

安衛則第 521 条では、事業者が労働者に安全帯を使用させる場合に、**安全帯を安全に取り付けるための設備等を設ける**ことを義務付けています。具体的には、高さ 2メートル以上の箇所で作業を行う際に、安全帯を適切に取り付けられる設備を設置する必要があります。



出典：厚生労働省リーフレットより

2 地山・法面崩壊



掘削斜面からの落石のおそれがある

地山掘削作業の安全施工（地山掘削面の点検）

地山の点検

- ① 労働安全衛生規則第 355 条では、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所等について調査することが事業者には義務付けられています。
- ② また、労働安全衛生規則第 358 条では、明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、**日々の地山の点検**を実施すること等が事業者には義務付けられています。

斜面崩壊による労働災害の防止を図るためには、

- ・点検により地山の状況を的確に把握すること
- ・工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有すること

が必要不可欠です。

三大災害：崩壊・倒壊転落災害

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの概要

＜趣旨・目的＞

- ① 中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合がある。
- ② 掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。
- ③ 点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要。

＜適用範囲＞

中小規模（掘削高さが概ね1.5から10メートル）の斜面掘削工事における以下の作業
 設計者：斜面の設計作業
 施工者：手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

＜斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期＞

設計・施工段階の点検	日常点検	変状時の点検	異常時対応シート
設計時、施工計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時	毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等	日常点検表で変状を確認した場合	変状時点検表により変状の進行を確認した場合

＜設計者、元方事業者、関係請負人の点検、安全性検討関係者会議等に関する主な実施事項＞

＜設計者＞

- ① 事前調査の実施
 - ② 点検者による設計時点検・確認者による確認
 - ③ ①②を踏まえた詳細設計
 - ④ 発注者からの参加要請を受けた場合の安全性検討者会議への参加
- * 設計者とは、設計業務を外注した場合、当該設計業務を行う建設関連業者をいう。

＜元方事業者＞

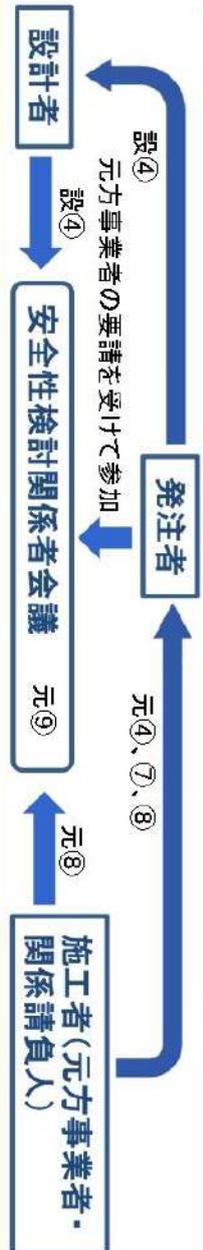
- ① 掘削作業箇所の調査
 - ② 点検者による日常点検・確認者による確認
 - ③ 点検を踏まえた危険防止措置の実施
 - ④ 施工計画書の作成・発注者への提出
 - ⑤ 点検者による施工段階別点検・変状時点検・確認者による確認
 - ⑥ ⑤を踏まえた斜面の状況に応じた措置の実施
 - ⑦ 異常時対応シートの作成と発注者への報告
 - ⑧ ⑦の場合の安全性検討関係者会議の開催・発注者への参加要請
 - ⑨ ⑧の安全性検討関係者会議における斜面の状況に対応するためのハード対策等の検討
 - ⑩ ⑨でハード対策が決定された場合の実施工計画書の変更・それに基づく工事の実施
- * 太字は法定事項

＜関係請負人＞

元方事業者と連携し、元方事業者に準じた実施事項の実施

上記実施事項の3者による連携と安全性検討関係者会議

凡例
 設④：設計者の実施事項の④



3 熱中症対策

令和7年6月1日に施行された労働安全衛生規則の改正により、特定の作業環境下※における熱中症対策が企業の法的義務となりました。

従来のような努力義務ではなく、安全配慮義務の一環として規定され、熱中症対策を怠った企業には罰則として、労働安全衛生法第120条に基づき、「6か月以下の懲役または50万円以下の罰金」が科される可能性があります。

※対象となる作業

「WBGT28℃以上」もしくは「気温31℃以上」の環境で、「連続1時間以上」または「1日4時間以上」の実施が見込まれる作業

改正労働安全衛生規則では、職場における熱中症対策の強化として、事業者に対し

「早期発見のための体制整備」

「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」

「関係作業員への周知」

が義務付けられます。

《早期発見のための体制整備》

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 熱中症の自覚症状がある作業員
- ② 熱中症のおそれがある作業員を見つけた者

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知しましょう。

《重篤化を防止するための措置の実施手順の作成》

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

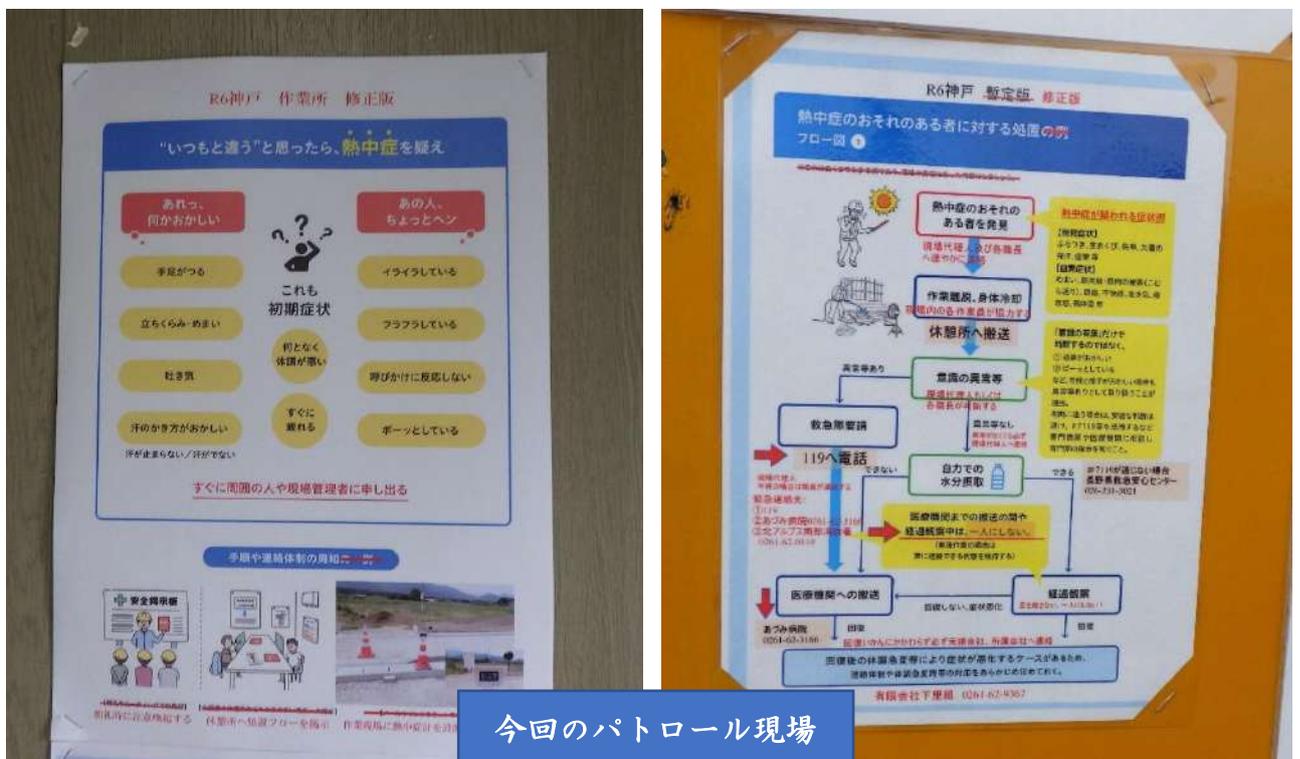
- ① 作業からの離脱
- ② 身体のコールド
- ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や、実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知しましょう。

熱中症対策 事例 (現場内での体制・実施手順の周知、掲示)



熱中症対策 事例 (休憩所等での体制・実施手順の周知、掲示)



熱中症対策 事例（休憩所、及び休憩所の明示）



今回のパトロール現場



熱中症対策 事例（その他、横断幕、エアコン等）



今回のパトロール現場



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減
準備期間に検討した設備対策を実施 | <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備
準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| <input type="checkbox"/> 服装
準備期間に検討した服装を着用 | <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| <input type="checkbox"/> プレクーリング
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる | <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取
水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮) |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること | <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 | <input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認
巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| <input type="checkbox"/> 異常時の対応
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請) | |

重点取組期間
7月・8月
にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

4 重機の管理



運転者が運転位置から離れている時：排土板が上がっている



運転者が運転位置から離れている時：
キーが差しこまれたまま

【改善に要する事項】

○重機から離れるときは、排土板を下げ、キーを抜く

- ① 労働安全衛生規則第 160 条では、運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、バケット、ジッパ等作業装置を地上に下ろすこと、とされております。
- ② 同じく、労働安全衛生規則第 160 条では、原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること、とされております。

運転者が席を離れる場合、一番の危険は、不意に機械が動いてしまうことです。バックホウなどであれば、バケットや排土板が急に落下してしまうことなどがあります。

そのため席を離れる場合には、停車する措置として、逸走防止、つまり不意に動き出すのを防ぐための対策が必要です。

バケット、ジッパ等作業装置は地上に下ろす。

エンジンを停止する、走行ブレーキをかける等、動き出さないようにする。

なお、「キーを抜く」ことは、「走行ブレーキをかける等」の“等”のなかで、法に適った措置と思われます。

三大災害：建設機械・クレーン等災害

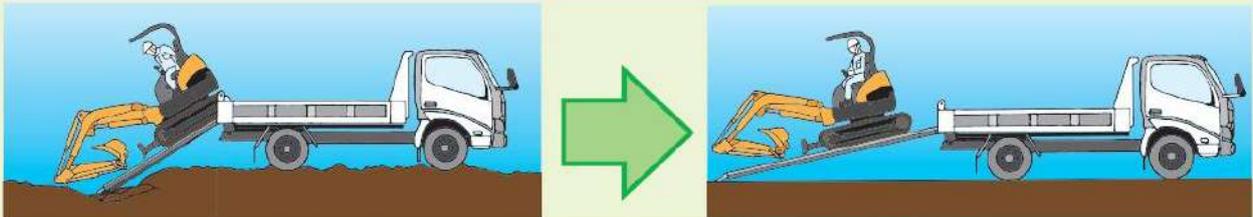
④ 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第160条）



- ▷ バケットやジッパー等の作業装置は**地上に下ろす**。
- ▷ **エンジンを止め、かつ走行ブレーキをかける**等の逸走を防止する措置を講ずる。

▶ 補足： **ロックレバー**を確実にかけ、予期せぬ動作を防止しましょう。

⑤ 車両系建設機械の移送（安衛則第161条）



- ▷ 車両系建設機械を貨物自動車に積卸す場合は、**平たんで堅固な場所**で行う。
- ▷ **十分な長さ、幅及び強度**を有する道板を用い、**適当な勾配で確実に取付けること**。

▶ 補足： 荷台が**スライド式のトラック**を使用すると転倒のリスクを低減できます。



※安衛則・・・労働安全衛生規則。労働安全衛生法に基づき、労働災害防止のために講じなければならない措置の基準を定めている。

5 ワイヤロープの管理



ワイヤロープが無造作に置かれている

【改善に要する事項】

○ワイヤロープの管理を徹底する

労働安全衛生規則第471条では、事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープを揚貨装置の玉掛けに使用してはならない、とあり

- 1) ワイヤロープ一よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）の数の10パーセント以上の素線が切断しているもの
- 2) 直径の減少が公称径の7パーセントをこえるもの
- 3) キンクしたもの
- 4) 著しい形くずれ又は腐食があるもの

の使用禁止しています。

ワイヤロープは設備、運搬および荷役用として幅広く使用されている必需品であります。しかし、ワイヤロープは消耗品であるとの認識から比較的雑に扱われて、その損傷のため、重大な人身事故につながる場合があります。ワイヤロープを使用する場合は、正しい知識を以て管理することで事故防止をする必要があります。ワイヤロープの保守点検については、日常及び定期的に点検して、損傷や劣化の状態を常に把握しておき、取り換え時期を失しないようにしなければなりません。

ワイヤーを処分する際にはこんなポイントがあります

傷んで使えなくなったワイヤーを処分する際に注意してほしいこと



**検査で切断してあります
こうすれば、誰がみても
処分するワイヤーだと**

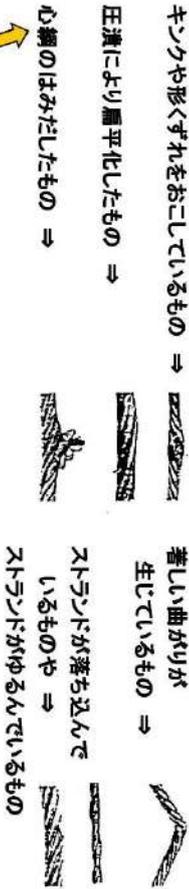
ワイヤーの点検は
「安全衛生規則第220条」
に定められています
「クレーン則第77条」
にもあります
毎日使用前に義務付け
られていることです

**ですが、点検してハネた
ワイヤーはどうしてますか？**

資材置き場の隅に置いて
いたりすると事情を知らない
他の職種が..

**廃棄したワイヤーと知らずに使ってしまうかも知れませんが
点検して処分する予定のワイヤーは↑このように一部を切るなどして
誰がみてもわかるようにしておく必要があります。**

廃棄のめやす



なぜ、はみ出すとダメ？

心(芯)細は、ワイヤーが錆びないようにグリスを塗り込ませたものでワイヤーの中心にあります、つまり心細が飛び出すという事は⇒油が切れる⇒ワイヤーが錆る⇒強度が落ちる⇒切れる心細が飛び出したワイヤーは、ワイヤー自身の構造が既に破壊されていると言う事です。



五掛ワイヤロープ点検色

緑	1月	5月	9月
黄	2月	6月	10月
赤	3月	7月	11月
白	4月	8月	12月

始業前点検は確実にを行うこと

6 防油堤の設置

防油堤設置事例



建設機械からの油漏れを防ぐ（防油堤設置事例写真参考）

【改善に要する事項】

○建設機器からの油漏れを防ぐ（防油堤等の対策を行う）

防油堤の設置は、危険物の漏洩による被害を防止するために重要です。特に、一定量以上の危険物を貯蔵・取扱う施設では、消防法や各自治体の条例により設置が義務付けられています。

発電機の防油堤に関する指定数量の扱いは、消防法における危険物の規制に関連します。一般的に、発電機の燃料として使用される A 重油の場合、指定数量は 2,000 リットルです。この指定数量の 0.2 倍から 1 倍未満の範囲であれば少量危険物として、指定数量以上であれば一般危険物として扱われます。防油堤は、屋外の危険物取扱設備の周囲に設置され、一定の基準を満たす必要があります。

防油堤の設置義務と基準

- 設置義務:

液体危険物を貯蔵する屋外タンクには、原則として防油堤の設置が義務付けられています。特に、タンク容量が指定数量の 2 分の 1 以上の場合は、設置が必要です。

- 容量:

防油堤の容量は、貯蔵するタンクの容量以上である必要があります。複数のタンクを設置する場合は、最も大きいタンクの容量以上が必要です。

- 構造:

防油堤は、土や鉄筋コンクリートなどで作られます。高さは 0.5 メートル以上、防油堤内の面積は 80,000 平方メートル以下とする必要があります。

- 目的:

防油堤は、タンクの破損や配管の故障などにより油が漏洩した場合に、外部への流出を防ぎ、環境汚染や火災などの事故を防止することを目的としています。

工事現場における注意点

- 工事現場で使用する重機や発電機などに給油する際は、防油堤内で作業を行うようにしましょう。
- 軽油の運搬や保管の際には、漏洩防止対策を徹底しましょう。
- 万が一、軽油が漏洩した場合は、速やかに適切な処置を行い、関係機関に連絡してください。

オイルフェンス一体型の建設機器の使用（発電機の事例）

発電機オイルフェンスとは、発電機の燃料タンクやエンジンオイルなどが漏れた際に、外部への流出を防ぐための装置です。特に、河川や海などの水質汚染が懸念される場所で使用される発電機に設置されます。

発電機本体と一体化された大容量のオイルフェンスが、燃料タンクとともに設置されており、漏洩した油を溜め込み、外部への拡散を防ぎます



オイルフェンス一体型発電機の事例

7 工事現場におけるハチ刺され災害防止

間違った対応をすると
ハチに襲われることも!

正しい知識で「自分の身」を守ろう

スズメバチ	アシナガバチ	ミツバチ
		
大きく、毒性も 攻撃性も高い	おとなしいけど 毒は強力!	大集団で生活し 巣が1番大きくなる



工事現場におけるハチ刺され災害防止の徹底

夏場の建設工事現場で留意すべきものにハチ刺されがあります。刺すハチの中で怖いのはスズメバチとアシナガバチです。特にスズメバチは攻撃性も強く、刺された場合危険な状態に陥ることもあり、注意が必要です。



ハチに刺された時の応急処置

万が一スズメバチなどに刺されたら

- 1 その場から身を低くして離れる。
- 2 刺された傷口を強くしぼりながら流水でよく洗う(口で吸うのは良くありません。口に傷があると毒が入ります)。
- 3 濡れたタオル等で冷やし、安静にする(毒の吸収を遅くすることができます)。
- 4 抗ヒスタミン軟膏かステロイド軟膏を塗る(アンモニアは効果がありません)。



次の場合は直ちに病院で治療を



- 1 発疹、吐き気、呼吸困難などの症状が出た場合や数十分以内に症状が出た場合。目を刺された場合は緊急を要します。
- 2 以前にハチに刺され、発疹や吐き気などの症状が出た方が再度刺された場合はショック症状を起こす可能性があるため緊急を要します。
- 3 たくさん刺されてしまった方(首・頭・顔・心臓に近いところは特に注意)

以前ハチに刺された経験のある方は特に注意しましょう。

対応事例

！！ハチに刺されたら…！！

あわてず冷静に対応しよう

周りの人は…

ポインシリムパーを、刺された人に渡す



※各クルマにひとつずつ配布
※スキューBOXに配置



刺されたら**すぐ**に（2分以内）
ポインシリムパーで
毒を吸い出す（吸ったまま10分）



JVに連絡して
車を準備

刺された人を
そ〜っと
車に乗せる



JV事務所に
移動



JV事務所で
・水で洗浄
・アレルギー症状確認
→ 必要に応じて
病院へ移送
・問題なければ
仕事に戻ります



！！ハチに刺されたら…！！



ハチの毒には、人の身体に痛みを引き起こす、さまざまな成分があります。さらにコクワイロは「ハチ毒アレルギー」（アナフィラキシーショック）です。1度ハチに刺された後、ハチ毒に対する抗体が作られます。二度目に刺された時に、抗体がアレルギー一反応を起すのです。

① 刺された人は**動かない**。 ※毒のまわりを防ぐためです。

② 周りの人は**ポインシリムパー**を取りにいく。
※各クルマに一つずつ配布、スキューBOXに配置してあります。

③ 刺された人は**ポインシリムパー**で毒を吸い出す。
※吸った状態のまま、10分程度おいておくこと



刺された人は**動かない**
※毒のまわりを防ぐため

吸ったまま**10分**
※毒をきちんと吸い出すため

④ 周りの人は **JVに連絡**をする。

⑤ 周りの人は**車を用意**する。 → JV事務所に移動します。

⑥ 刺された人をそ〜っと**車に乗せる**。 ※毒のまわりを防ぐためです。

⑦ JV事務所で
・水で洗浄
・アレルギー症状確認
→ 必要に応じて病院へ移送
→ 問題なければ仕事に戻ります

※ JV 会社：自社・協力会社等に置き換える

8 隣接工事間の連携



今回のパトロール現場

広い現場で隣接する工区が多い

安全協議会での連絡の周知

隣接する工事現場間の連携を強化し、安全を確保するためには、安全協議会を設置・運営することが重要です。特に、建設業においては、労働安全衛生法によって特定元方事業者（建設業と造船業の元方事業者）に設置が義務付けられています。この協議会では、関係請負業者が参加し、定期的に協議を行い、安全に関する事項を話し合います。

隣接する工事現場では、資材の搬入出、重機の稼働、騒音、振動など、互いに影響し合うため、連携が不可欠です。安全協議会を通じて、以下の点を連携・協議することで、事故のリスクを低減できます。

- 作業計画の調整:

各現場の作業内容、作業時間、作業場所、搬入経路などを共有し、調整することで、事故を未然に防ぎます。

- 危険 zone の共有:

重機や高所作業など、危険な作業場所や範囲を共有し、立ち入り禁止区域を設定するなど、安全対策を徹底します。

- 緊急時の対応:

事故や災害発生時の連絡体制、避難経路、消火活動などを事前に協議し、迅速な対応ができるようにします。

9 作業用通路の検討



今回のパトロール現場

作業通路が明らかでなく、橋の上に開口部がある

【改善に要する事項】

○安全な作業通路を設ける

労働安全衛生規則第 540 条では、事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない、また、通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない、とあります。

また、労働安全衛生規則第 544 条では、事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない、とあります。

安全が確保された通路を常に使用できる状態にしておく。

主要な通路には通路であることを示す表示をする。

スムーズかつ安全に移動できるよう、つまづき、すべり、踏み抜き等などの危険がない状態を維持する。

ことが求められます。



10 脚立の使用方法の検討



今回のパトロール現場

脚立が不安定

【改善に要する事項】

○安全な昇降設備を設ける

労働安全衛生規則第 526 条では、事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない、とあります。

- ・脚立を昇り降りする際は慎重に行う

昇降方向を前後方向とすると側面方向には不安定になり易い

- ・基本事項の確認と実施

止め具がしっかり止まっていない状態で使用しない。

傾斜のある地面や不安定な場所で脚立を使わない。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

____年 ____月 ____日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

11 輪止めの設置



輪止めの設置

【改善を要する事項】

車両の逸走防止のため、輪止めを使用してください。

現場では、傾斜した場所に車両を駐車しなければならない場合が少なくありません。そのような場合、サイドブレーキを確実にひいて逸走を防ぐことが必要ですが、更に輪止めを設ければ車両逸走による事故の確実な防止ができます。

労働安全衛生法では車両系建設機械の運転者が“運転位置から離れるとき”にはバックホウであれば、バケットを地上に降ろし、エンジンを停止させなければなりませんし、走行ブレーキを備えた車両であればブレーキを掛けてからでないと、運転席から離れることは許されません。ただし、この規定は必要最低限の決まりであり、ブレーキが緩んでいれば走り出してしまう恐れのある傾斜地などでは更に安全を考慮して、輪止めを設けるべきです。

※ 傾斜した場所に車両を停めておく際は、輪止めを掛けてください。

※ 輪止めの種類は問いません。既製品のゴム製、金属製だけでなく、角材で作った木製のものでも勿論かまいません。但し、石を挟み込んだり桟木を噛ませておくだけなどは輪止めとは認めません。



輪止め設置(良好例)

12 現場の材料整理整頓

材料の整理整頓

工事現場での整理整頓は、作業効率や安全性を向上させるために重要です。以下に、現場で役立つ整理整頓のコツをいくつか共有します。

1. 出し入れの多いものは都合の良い場所に置く：頻繁に使用する部品や材料は、取り出しやすい位置に配置しましょう。
2. 小さな材料は仕分けして箱に入れる：小さな部品や材料は、大きさや寸法別に仕分けして整理しておくとう便利です。
3. 崩れやすいものは当て木を使って整頓：崩れやすい材料は、当て木を使って安定させて整理しておきましょう。
4. 危険なものは別に保管：燃えやすい材料や発火しやすいものは、別の場所にまとめて保管することで安全を確保できます。

整理整頓を実践することで、作業環境が改善され、効率的で安全な現場をつくることができます。 目的を明確にし、計画的に整理整頓を行いましょ！

整理整頓はすべての基本

現場でも家庭でも整理整頓は、とても大事です。

「整理」とはいらないものを捨てること。

「整頓」とは必要なものがすぐに取り出せるようにすることです。

それに加えて、きれいに「掃除」をすることとその状態を「清潔」に保つこと。また、誰かに言われるわけでもなく当たり前のようにやり続けるという「習慣」を合わせて「5S」と呼びます。整理整頓ができていない現場は、安全も品質も工程も原価も、すべてがだらしくなります。

一方、整理整頓ができている現場は、安全も工程も品質もよく、結果的には利益も出ます。**やはり整理整頓はすべての基本なのです。**



今回のパトロール現場

整理整頓（良好）



13 移動式クレーンの作業計画書の作成



移動式クレーン

作業計画書とは

移動式クレーンを使用した作業を行う際に、法令によって作成と周知を行うように定められている書類です。

作成せずに作業を行うことは安全管理のされていない危険な状態と判断されて法令違反になります、作業前に必ず作成しましょう！

クレーン等安全規則第 66 条の 2 などが該当します。

第六十六条の二

事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

三大災害：建設機械・クレーン等災害

墜落災害 重機災害 崩壊災害 三大災害の絶滅

建設工事の現場で起きやすい三大災害への備えは重要！

建設工事の現場では、危険な仕事も多いため作業するときには注意しなければなりません。中でも発生しやすい三大災害のリスクは把握しておくことが必要です。建設三大災害と呼ばれている事故は、墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、崩壊・倒壊災害ですが、それぞれどのようなことに注意するべきか、その内容は下記のとおりです。

墜落・転落災害

建設現場で起きる死亡事故の中で最も多く、全体の約3割を占めます。たとえば高所での作業中に足を踏み外し落下する事故や、マンホールなど穴に落ちてしまうといった事故が該当します。墜落・転落事故が発生する原因として考えられるのは、手すりや安全帯（墜落制止用器具）の設置に不備がある、または足場がしっかりと固定されていないといったことです。現場確認は2人以上で行い、常に安全な作業現場を整備することを心掛けていきましょう。

建設機械・クレーン等災害

建設機材やクレーンなどによる災害も建設現場で多く見られる事故ですが、現場には常に多くの建築資材が並び、クレーンなどが出入りします。仮に建築機材が地面に転がっている状態では事故が起きやすくなるでしょうし、材料をクレーンで運んでいる途中で落ちてしまうと、作業員にあたってしまうかもしれません。建築機材やクレーンの事故が起きる原因として考えられるのは、建築機材を用途以外で使っていること、またはクレーン操縦の際に後方など十分に確認せず動かしていることなどです。最低限行うべき確認などは適切に行い、常に事故が起きるかもしれないと注意しながらクレーン操作や作業を行いきましょう。

崩壊・倒壊災害

規模の大きな建物を建てる時など、土台になる部分は補強しておかなければ倒壊してしまうリスクを高めます。倒壊や崩壊による事故が起きてしまう原因として考えられるのは、台風発生による強風や豪雨などの自然災害です。強風や大雨で足場が崩れ倒壊してしまうといったことも十分考えられるため、自然災害が起きたときはできる限り早い段階で作業を中止し、安全確保に努めましょう。

現場で事故が起きないように徹底した安全対策を

建設業の過去5年間の労働災害を確認すると、三大災害が全体の4～7割を占めているのが現状です。特に墜落・転落災害は最も多く発生しているため、高所での作業においては十分に安全対策を取るよう徹底してください。崩壊・倒壊災害は年1～2件で推移しており、件数はわずかではあるものの、土砂などで崩壊が起きれば死亡災害につながってしまいます。必ず作業を始める前に地山の状態など点検しておき、土止め支保工を設置するといった措置を取るようしましょう。



令和7年度第1回安全パトロール (2025.7.4 実施)

建設業労働災害防止協会長野県支部大北分会